

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
1. コンクリート治山ダム (本ダム、副ダム、側壁、水叩き)	位置		設計図書に定められた位置		合格しないもの。	改造させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	基準高	基準標B.Mから基準高が設計どおりであるか否かについて検査する。	許容限度以内のもの。	基準高 ±3 cm	合格しないもの。	改造させる。	
	長さ幅(厚さ)	出来形管理基準に示された箇所について検査する。 測定位置は構造物の中心線とする。	許容限度以内のもの。	天端厚(放水路・袖・堤底) -3cm 放水路(上長・下長) -5cm 堤長 堤底長 -5cm	合格しないもの。	改造させる。	
	明視できない部分の出来高寸法	証拠図書、写真等によって検査する。	許容限度以内のもの。	前記各項に準ずる。	合格しないもの。	改造させる。	
	材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの又はそれ以上のもの。		合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	外見	平面の凸凹、砂ポロ、豆板、侵食、凍結、エフロレッセンス、クラック、打継目等について検査する。	構造物の目的達成上支障がないと認められるもの、外見的欠点のうちあらかじめ補修されているもの。		合格しないもの。	改造又は補修させる。	

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
1. コンクリート治山ダム (本ダム、副ダム、側壁、水叩き)	表面強度	テストハンマーにより表面強度を検査する。 上下流面について、コンクリートの打設日の異なるリフトの3箇所以上の箇所を抽出して検査する。 なお、残存型枠等の施工により出来ない場合は省略できる。	1箇所の平均値で呼び強度以上のものが全体の80%以上のもの。	それぞれの構造物の指定強度による。	合格しないもの。	コアを採取し、圧縮強度試験を行いその結果に基づき補修させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	圧縮強度	施工管理記録により検査する。	A、1回の試験結果は、呼び強度の値の85%以上でなければならない。  B、3回の試験結果の平均値は、呼び強度の値以上でなければならない。	それぞれの構造物の指定強度又は指定呼び強度による。	合格しないもの。	コアを採取し圧縮強度試験を行い、その結果に基づき補修させる。	
	反響音	構造物各部分の任意点について、手ハンマー等で軽打し、その反響音により検査する。	むらなく金属性の反響音が得られるもの。		異常な濁音を発するもの。	穿孔注水検査又は破壊検査を行い、その結果に基づき補修させる。	

別表－１ 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
1. コンクリート治山ダム (本ダム、副ダム、側壁、水叩き)	注水検査	①各品質検査の結果、不良箇所があり、特に必要がある場合に実施する。 ②外見及び証拠書類等により打設目を貫通し穿孔深は1.0mを標準として検査する。	許容限度以内のもの。	満水1分後の減水が10cm以内のもの。	グラウト等により補修させる。		注水検査及び破壊検査を行う場合。 ① 滲透水のある場合 ② 砂ボロ、豆板等外見的欠点が顕著な場合。 ③ 施工方法、工事記録等から不備のある場合。
	破壊検査	コンクリート構造物については、以上の各品質検査の結果、不良箇所があつて特に必要がある場合に次の検査を実施する。 (1)破壊検査を行う場合の破壊孔は、大きさ30cm×30cm深さ30cmを標準とする。 (2)コア採取による検査を行う場合の供試体の大きさは径10cm～15cm長さ30cmを標準とする。	A、特に粗漏な施工結果が認められないもの。 B、骨材とモルタルの分離が認められないもの。		合格しないもの。	程度によって前面破壊のうえ新規に築設させる。グラウチング又は増圧及び改造させる。	
	材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり処置がなされているもの。		合格しないもの。	指示のとおり改造させる。	
	施工状況	堤体と床堀基礎との接合状況、型枠施工技术、コンクリート打設技術、間詰工の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他施工技术の良否について検査する。	良好と認められるもの。		不良のもの。	改造又は補修させる。	

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
2. その他コンクリート構造物（土留工、水路工等）	位置		設計図書に定められた位置		合格しないもの。	改造させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	基準高	設置基数の20%以上について、構造物の基準高が設計どおりか否かを検査する。	許容限度以内のもの。	基準高 ±5cm	合格しないもの。	改造させる。	
	高さ 長さ 幅(厚さ)	出来形管理基準に示された箇所の20%以上について検査する。 測定位置は構造物の中心線上を標準とする。	許容限度以内のもの。	高さ h < 3m ±5cm  h ≥ 3 -10cm  長さ -5cm  幅(厚さ) -3cm	合格しないもの。	合格しないもの。	
	明視できない部分の出来高寸法	証拠図書、写真等によって検査する。	許容限度以内のもの。	前記各項に準ずる。	合格しないもの。	改造させる。	
	材料外見	ダム工に準じる。	ダム工に準じる。	ダム工に準じる。	合格しないもの。	ダム工に準じる。	
	表面強度	テストハンマーにより表面強度を検査する。 コンクリートの打設日の異なるリフトの20%以上の箇所を抽出して検査する。	ダム工に準じる。	ダム工に準じる。	合格しないもの。	ダム工に準じる。	

別表－１ 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
2. その他コンクリート構造物（土留工、水路工等）	圧縮強度	ダム工に準じる。	ダム工に準じる。	ダム工に準じる。	合格しないもの。	ダム工に準じる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	注水検査 破壊検査	ダム工に準じる。	ダム工に準じる。		合格しないもの。	ダム工に準じる。	
	材料採取地の状況	ダム工に準じる。	ダム工に準じる。		合格しないもの。	ダム工に準じる。	
	施工状況	ダム工に準じる。	ダム工に準じる		不良のもの。	ダム工に準じる。	

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
3. 積石・張石構造物（コンクリートブロック含む。）	位置		設計図書に定められた位置		合格しないもの。	改造又は補修させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	基準高	構造物の位置及び基準高が設計どおりか否かを検査する。	許容限度以内のもの。	基準高 ±5cm		改造又は補修させる。	
	高さ 長さ 幅（厚さ）	数量の20%以上の高さ、幅、長さについて検査する。	許容限度以内のもの。	高さ -5cm  長さ L/100 ≤50 -5cm  L/200 ≤200 -20cm  上記以外 L/100以内  幅（厚さ） -3cm	合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	胴込、裏込コンクリート裏込礫等の量	証拠図書、写真等によりコンクリート及び礫の使用量について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	積石、胴込、裏込コンクリート裏込礫等の規格、品質	証拠図書、写真等により規格品質について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり処置がなされているもの。		合格しないもの。	改造させる。	
	施工状況	埋戻しの状況、後片付け、その他施工技术の良否について検査する。	良好と認められるもの。		不良のもの。	改造又は補修させる。	

別表－１ 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
4. 鋼製ダム(透過型)格子型スリットダムA型・B型	位置		設計図書に定められた位置		合格しないもの。	改造させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。 ② コンクリート基礎はコンクリート治山ダムを適用する。
	基準高	基準標B. Mから構造物の基準高が設計どおりであるか否かについて検査する。	許容限度以内のもの。	基準高 ±5cm	合格しないもの。	改造させる。	
	高さ 長さ 幅(厚さ)	出来形管理基準に示された箇所を検査する。 測定位置は構造物の中心線上を標準とする。	許容限度以内のもの。	高さ 格子型 A型 B型 ±1cm  堤長 格子型(L) ±5cm 格子型(I) B型(I) ±1cm  堤幅 格子型(W) ±3cm  格子型(w) A型(w) B型(w) ±1cm	合格しないもの。	改造させる。	
	明視できない部分の出来高寸法	証拠図書、写真等によって検査する。	許容限度以内のもの。	前記各項に準ずる。	合格しないもの。	改造させる。	
	鋼材等の規格品質	使用材料の規格、品質について証拠図書及び任意の箇所を抽出して検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。	設計図書に定められたもの。 又は、それと同等以上のもの。	合格しないもの。	改造又は取替させる。	
	施工状況	任意の箇所を抽出して、組み方、連結ボルトの締付け状況、間詰の施工状況、後片付けの状況について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		合格しないもの。	改造又は補修させる。	

別表－１ 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
5. 鋼製ダム（不透過型）枠工タイプ	位置		設計図書に定められた位置		合格しないもの。	改造させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。 ② コンクリート基礎はコンクリート治山ダムを適用する。
	基準高	基準標B.Mから構造物の基準高が設計どおりであるか否かについて検査する。	許容限度以内のもの。	基準高±5cm	合格しないもの。	改造させる。	
	長さ 幅(厚さ)	出来形管理基準に示された箇所を検査する。 測定位置は構造物の中心線上を標準とする。	許容限度以内のもの。	長さ -5cm  幅(厚さ) -5cm	合格しないもの。	改造させる。	
	明視できない部分の出来高寸法	証拠図書、写真等によって検査する。	許容限度以内のもの。	前記各項に準る。	合格しないもの。	改造させる。	
	鋼材等の規格品質	使用材料の規格、品質について証拠図書及び任意の箇所を抽出して検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。	設計図書に定められたもの。 又は、それと同等以上のもの。	合格しないもの。	改造又は取替させる。	
	施工状況	任意の箇所を抽出して、組み方、連結ボルトの締付け状況、間詰の施工状況、後片付けの状況について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		合格しないもの。	改造又は取替させる。	

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
6. 鋼製側壁工	位置		設計図書に定められた位置		合格しないもの。	改造させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。 ② コンクリート基礎はコンクリート治山ダムを適用する。
	基準高	基準標B.Mから構造物の基準高が設計どおりであるか否かについて検査する。 ダブルウォール構造の場合は、+の規格値は適用しない。	許容限度以内のもの。	基準高 ±5cm	合格しないもの。	改造させる。	
	長さ 高さ 幅(厚さ)	出来形管理基準に示された箇所を検査する。 測定位置は構造物の中心線上を標準とする。 ダブルウォール構造の場合は、+の規格値は適用しない。	許容限度以内のもの。	長さ ±10cm  高さ h<3m -5cm h≥3m -10cm  幅 ±5cm 下流倒れ ±0.02	合格しないもの。	改造させる。	
	明視できない部分の出来高寸法	証拠図書、写真等によって検査する。	許容限度以内のもの。	前記各項に準る。	合格しないもの。	改造させる。	
	鋼材等の規格品質	使用材料の規格、品質について証拠図書及び任意の箇所を抽出して検査する。	設計仕様のおりと認められるもの。	設計図書に定められたもの。 又は、それと同等以上のもの。	合格しないもの。	改造又は取替えさせる。	
	施工状況	任意の箇所を抽出して、組み方、連結ボルトの締付け状況、間詰の施工状況、後片付けの状況について検査する。	設計仕様のおりと認められるもの。		合格しないもの。	改造又は取替えさせる。	

別表－１ 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
7. 木製構造物 (ダム工、護岸工、水叩工、側壁工) (建築物を除く。)	位置		設計図書に定められた位置		合格しないもの。	改造させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	基準高	基準標B. Mから基準高が設計どおりであるか否かについて検査する。	許容限度以内のもの。	基準高 ±10cm	合格しないもの。	改造させる。	
	長さ 幅(厚さ)	出来形管理基準に示された箇所を検査する。 測定位置は構造物の中心線上を標準とする。	許容限度以内のもの。	長さ -5cm  幅 -5cm	合格しないもの。	改造させる。	
	明視できない部分の出来高寸法	証拠図書、写真等によって検査する。	許容限度以内のもの。	前記各項に準る。	合格しないもの。	改造させる。	
	鋼材等の規格品質	使用材料の規格、品質について証拠図書及び任意の箇所を抽出して検査する。	設計仕様のおりと認められるもの。	設計図書に定められたもの。 又は、それと同等以上のもの。	合格しないもの。	改造又は取替えさせる。	
施工状況	任意の箇所を抽出して、組み方、連結ボルトの締付け状況、間詰の施工状況、後片付けの状況について検査する。	設計仕様のおりと認められるもの。		合格しないもの。	改造又は取替えさせる。		

別表－１ 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
8. 木製構造物 (木製土留工等) (建築物を除く。)	位置		設計図書に定められた位置		合格しないもの。	改造させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	基準高	基準標B. Mから基準高が設計どおりであるか否かについて検査する。	許容限度以内のもの。	基準高 ±5cm	合格しないもの。	改造させる。	
	長さ 幅(厚さ)	出来形管理基準に示された箇所を検査する。 測定位置は構造物の中心線上を標準とする。	許容限度以内のもの。	長さ -5cm  幅 -5cm	合格しないもの。	改造させる。	
	明視できない部分の出来高寸法	証拠図書、写真等によって検査する。	許容限度以内のもの。	前記各項に準る。	合格しないもの。	改造させる。	
	材料等の規格品質	使用材料の規格、品質について証拠図書及び任意の箇所を抽出して検査する。	設計仕様のおりと認められるもの。	設計図書に定められたもの。 又は、それと同等以上のもの。	合格しないもの。	改造又は取替させる。	
	施工状況	任意の箇所を抽出して、組み方、連結ボルトの締付け状況、間詰の施工状況、後片付けの状況について検査する。	設計仕様のおりと認められるもの。		合格しないもの。	改造又は取替えさせる。	

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
9. 植生等の工種 (土のう、芝、筋工類)	出来高数量	数量の20%以上を検査する。	許容限度以内のもの。	長さ -10cm 幅 -5cm	合格しないもの。	補修させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	品質	発芽状況及び生育状況を検査する。	良好と認められるもの。		不良のもの。	補修させる。	
	その他	任意の箇所を抽出して、積み方、連結ボルトの締付け状況、中詰礫の充填状況、間詰の施工状況、後片付けの状況、その他施工状況について検査する。	良好と認められるもの。		不良のもの。	補修させる。	

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
10. 植生等の工種 (伏工、吹付工類)	法長 延長 面積A	設計図書及び測量野帳等を基準にして測線の20%以上を検査する。	許容限度以内のもの。	伏工 法<5m  -20cm 法長≥5m -4%  吹付工 法<5m -20cm  法長≥5m -4%  延長 -20cm  面積 -2%	合格しないもの。	補修させる。	<p>① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。</p> <p>② 吹付け面に凸凹がある場合の最小吹付け厚は、設計厚の50%、平均厚は許容限度以内とする。</p> <p>③ 法長及び延長の計測を面積Aの計測に変えることができる。</p>
	厚さ	面積200m <sup>2</sup> に1箇所の割合で、検査する。	許容限度以内のもの。	厚さ<5cm -1cm 厚さ≥5cm -2cm	合格しないもの。	補修させる。	
	植被率	発芽状況及び生育状況を検査する。地山との密着状況、種子の配合状況、材料の混合状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。	70%以上	不良のもの。	不良のもの。	
	その他	地山との密着状況、種子の配合状況、材料の混合状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。		合格しないもの。	補修させる。	

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
11. 山腹 水路工及び暗渠工	水路工 厚さ 幅 延長	施工延長40mごとに1箇所検査する。 施工延長40m以下は2箇所検査する。	許容限度以内のもの。	厚さ -2cm 幅 -3cm 延長 -5cm	合格しないもの。	補修させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。 ② コンクリート水路工はコンクリート構造物を適用する。
	暗渠工 深さ 幅 延長	施工延長40mごとに1箇所検査する。 施工延長40m以下は2箇所検査する。	許容限度以内のもの。	厚さ -3cm 幅 -5cm 延長 -20cm	合格しないもの。	補修させる。	
	胴込、裏込コンクリート裏込礫等の量	証拠図書、写真等により、コンクリート及び礫の使用量について検査する。	設計仕様のおりと認められるもの。	数量の5%	合格しないもの。	補修させる。	
	張石、コンクリートブロックの規格、品質	証拠図書、写真等により、規格品質について検査する。	設計仕様のおりと認められるもの。		合格しないもの。	補修させる。	
	胴込、裏込コンクリート裏込礫等の規格、品質	証拠図書、写真等により検査する。	設計仕様のおりと認められるもの。		合格しないもの。	補修させる。	
	材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取地の状況を検査する。	設計図書による指示のおり処置されているもの。		合格しないもの。	改造させる。	
	施工状況	任意の箇所を抽出して、相互の緊結状況、埋戻しの状況、後片付け、その他施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。		不良のもの。	改造又は補修させる。	

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
12. 鉄線籠等構造物	位置		設計図書に定められた位置		合格しないもの。	改造させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	基準高	構造物の基準高が設計どおりか否かを検査する。	許容限度以内のもの。	基準高 ±5cm	合格しないもの。	改造させる。	
	高さ 長さ 幅(厚さ)	出来形管理基準に示された箇所及び数量の20%以上を検査する。 測定位置は構造物の中心線上を標準とする。	許容限度以内のもの。	高さ -5cm 長さ -20cm 幅 -5cm	合格しないもの。	改造させる。	
	明視できない部分の出来高寸法	証拠図書、写真等によって検査する。	許容限度以内のもの。	前記各項に準る。	合格しないもの。	改造させる。	
	籠、詰石の規格、品質	各部分の任意点を抽出して、検査する。	設計図書に定められたもの。 又は、それと同等以上のもの。		合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり処置されているもの。		合格しないもの。	指示のとおり処置させる。	
	施工状況	任意の箇所を抽出して、相互の緊結状況、詰石の充填状況、埋戻しの状、後片付けその他施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。		不良のもの。	改造又は補修させる。	

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
13. 法枠工（現場打法枠工、現場吹付法枠工等）	法長	面積で検査する場合は測線の20%以上を検査する。	許容限度以内のもの。	法長<10m -10cm  法長≥10m -20cm	合格しないもの。	補修させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。 ② 枠内吹付は吹付工による。 ③ 法長及び延長の計測を面積Aの計測に変えることができる。
	延長	梁の延長で検査する場合は、施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所を検査する。	許容限度以内のもの。	延長 -20cm	合格しないもの。	補修させる。	
	法枠の幅  高さ  面積A	200m <sup>2</sup> に1箇所以上を検査する。	許容限度以内のもの。	幅 -3cm  高さ -3cm  面積 -2%	合格しないもの。	補修させる。	
	枠中心間隔	200m <sup>2</sup> に1箇所以上を検査する。	許容限度以内のもの。	枠中心間隔 ±10cm	合格しないもの。	補修させる。	
	施工状況	地山との密着状況、種子の配合状況、材料の混合状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。		不良のもの。	補修させる。	

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
14. 吹付工（コンクリート・モルタル等）	法長	測線の20%以上を検査する。	許容限度以内のもの。	法長<3m -5cm  法長≥3m -10cm	合格しないもの。	補修させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。  ② 吹付け面に凸凹がある場合の最小吹付け厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上
	延長	1施工箇所毎に検査する。	許容限度以内のもの。	延長 -20cm	合格しないもの。	補修させる。	
	厚さ	200m <sup>2</sup> に1箇所削孔により検査する。	許容限度以内のもの。	厚さ<5cm -1cm  厚さ≥5cm -2cm	合格しないもの。	補修させる。	
	材料の品質	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの。 又は、それと同等以上のもの。		合格しないもの。	補修させる。	
	外見	クラック、エフロレッセンス、凍結、打継目等について検査する。	A、目的達成上支障がないと認められるもの。 B、外見欠点のうち、あらかじめ補修されているもの。		合格しないもの。	補修させる。	
施工状況	法面の整理、金網の張付け、アンカーの打込み、排水の処理、伸縮継目の処理、養生、仕上げ等の状況、その他の施工術の良否について検査する。	良好と認められるもの。		不良のもの。	補修させる。		

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
15. 落石防止柵工、なだれ予防柵工	位置		設計図書に定められた位置		合格しないもの。	改造させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。 ② コンクリート基礎がある場合は、その他コンクリート構造物を適用する。
	基準高	基準標 B.Mから構造物の基準高が設計どおりであるか否かについて検査する。	許容限度以内のもの。	基準高 ±5 cm	合格しないもの。	改造させる。	
	高さ 長さ	出来形管理基準に示された箇所及び形状の変化する設計寸法の20%以上を抽出して検査する。 測定位置は構造物の中心線上を標準とする。	許容限度以内のもの。	高さ -3cm 長さ -5cm	合格しないもの。	改造させる。	
	明視できない部分の出来高寸法	証拠図書、写真等によって検査する。	許容限度以内のもの。	前記各項に準ずる。	合格しないもの。	改造させる。	
	材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの。 又は、それと同等以上のもの。		合格しないもの。	改造又は取替えさせる。	
	施工状況	施工状況、埋戻しの状況、後片付けの状況、その他施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。		合格しないもの。	改造又は取替えさせる。	

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
16. 集排水ボーリング工 (坑内を含む。)	位置		設計図書に定められた位置		合格しないもの。	改造させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	基準高	基準標 B.Mから、構造物の基準高があるか否かについて検査する。	許容限度以内のもの。 (コンクリートダム工に準じる。)	基準高 ±10cm	合格しないもの。	改造させる。	
	穿孔方向 傾斜角 及び 配置誤差	全孔数の20%以上を、穿孔方向及び角度、配置誤差について検査する。	許容限度以内のもの。	方向角 ±2.5度  傾斜角 ±1.0度  配置誤差 10cm	合格しないもの。	改造させる。	
	長さ	全孔数の20%以上の掘削長を検査する。	許容限度以内のもの。	設計値以上	合格しないもの。	改造させる。	
	明視できない部分の出来高寸法	証拠図書、写真等により検査する。	許容限度以内のもの。	前記各項に準ずる。	合格しないもの。	改造させる。	
	材料	1. 挿入管の規格を末端で検査する。 2. その他の使用材料の規格、品質について、証拠図書、写真等により検査する。	設計図書に定められたもの。 又は、それと同等以上のもの。		合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	施工状況	挿入管の取り付け状況、集排水の状況、後片付けの状況、その他施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。		合格しないもの。	改造させる。	

別表－１ 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
17. 集水井工	位置		設計図書に定められた位置		合格しないもの。	改造させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	基準高	基準標 B.Mから、構造物の基準高が、設計どおりであるか否かについて検査する。	許容限度以内のもの。	基準高 ±5cm	合格しないもの。	改造させる。	
	偏心量	杭頭と底面の差を測定する。	許容限度以内のもの。	偏心量 -15cm	合格しないもの。	改造させる。	
	長さ	全数を検査する。	許容限度以内のもの。	長さ -10cm	合格しないもの。	改造させる。	
	巻立て幅厚	全数を検査する。	許容限度以内のもの。	幅 -5cm 厚 -3cm	合格しないもの。	改造させる。	
	鋼製部材	鋼製部材の形状、寸法が設計どおりであるか否かについて証拠図書、写真等により検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		合格しないもの。	改造又は取り換えさせる。	
	鋼製部材の組立て	部材の取付け間隔、段違い、集排水孔の位置、各部材の締付け状況等について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。		合格しないもの。	改造させる。	
	材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの。 又は、それと同等以上のもの。		合格しないもの。	改造又は取り換えさせる。	
	明視できない部分の出来高寸法	証拠図書、写真等によって検査する。	許容限度以内のもの。	前記各項に準ずる。	合格しないもの。	前記各項に準ずる。	
施工状況	施工状況、埋戻しの状況、後片付けの状況、その他施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。		合格しないもの。	改造又は取り換えさせる。		

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
18. 抑止アンカー工	位置		設計図書に定められた位置		合格しないもの。	改造させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	穿孔方向傾斜角及び配置誤差	数量の20%以上を検査する。	許容限度以内のもの。	削孔方向 -2.5度  傾斜角 ±1.0度  配置誤差 10cm	合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	削孔深さ	証拠図書、写真等により検査する。	許容限度以内のもの。	設計値以上	合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	受圧板等	その他コンクリート構造物に準ずる。	許容限度以内のもの。	その他コンクリート構造物に準ずる。	合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	明視できない部分の出来高寸法	証拠図書、写真等によって検査する。	許容限度以内のもの。	前記各項に準ずる。	合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	材料	使用材料の規格、品質について、証拠図書、写真等により検査する。	設計図書に定められたもの。 又は、それと同等以上のもの。		合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	養生表面強度 圧縮強度	その他コンクリート構造物に準ずる。	許容限度以内のもの。	その他コンクリート構造物に準ずる。	合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	施工状況	裏込礫の充填状況、埋戻しの状況、後片付けの状況、その他施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。		不良のもの。	改造又は補修させる。	

別表－ 1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
19. 杭工	位置		設計図書に定められた位置		合格しないもの。	改造又は補修させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	基準高 偏心量	基準標 B.Mから、構造物の基準高及び偏心量（杭中心）が設計どおりであるか否かについて、数量の20%以上について検査する。	許容限度以内のもの。	基準高 ±5cm  偏心量 D/4以内 かつ10cm	合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	根入長	証拠図書、写真等により検査する。	許容限度以内のもの。	設計値以上	合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	明視できない部分の出来高寸法	証拠図書、写真等によって検査する。	許容限度以内のもの。	前記各項に準ずる。	合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	材料	使用材料の規格、品質について、証拠図書、写真等により検査する。	設計図書に定められたもの。 又は、それと同等以上のもの。		合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	モルタル等	その他コンクリート構造物に準ずる。	許容限度以内のもの。	その他コンクリート構造物に準ずる。	合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	施工状況	裏込礫の充填状況、埋戻しの状況、後片付けの状況、その他施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。		不良のもの。	改造又は補修させる。	

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
20. 歩道	延長		許容限度以内のもの。	設計値以上	合格しないもの。	改造させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	幅員	50mごとに測定	許容限度以内のもの。	設計値以上	合格しないもの。	改造させる。	
	施工状況	後片付けの状況、その他施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。		不良のもの。	改造させる。	

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
21. 治山植栽工	出来高数量	数量の20%以上、又は施工面積の5%以上の標準地を抽出して植栽本数を検査する。	許容限度以内のもの。	設計図書のとおり。	合格しないもの。	改造又は補修、補植させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	材料の規格及び品質等	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	許容限度以内のもの。	設計図書に定められたもの。 又は、それと同等以上のもの。	合格しないもの。	改造又は補修、補植させる。	
	施工状況	径及び深さ、苗木と基肥との間隔、植え付け後の踏み固め状況、その他施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。		不良のもの。	改造又は補修、補植させる。	

別表－1 治山工事検査基準

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
22. 落石防止網	法長 区間長	測線の20%以上を検査する。	許容限度以内のもの。	区間長 <10m -10cm  区間長 ≥10m 1% 最大 -20cm	合格しないもの。	補修させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	縦、横口 一づ間隔	測線の20%以上を検査する。	許容限度以内のもの。	-10cm	合格しないもの。	補修させる。	
	アンカー ボルト等	施工数量の5%について、アンカーボルトの布設状況、仕上げ状況について検査する。	良好と認められるもの。		合格しないもの。	補修させる。	
	施工状況	任意の箇所を抽出して、アンカーボルトの布設状況、法面整理の状況、仕上げ状況について検査する。	良好と認められるもの。		不良のもの。	補修させる。	

構造物の種類	検査		合格		不合格		備考
	項目	測定箇所及び方法	判定	許容限度	判定	事後処置	
23. その他の工種	出来高数量	各項目ごとに数量の20%以上の箇所又は数量を検査する。	許容限度以内のもの。	類似工種に準じる。	合格しないもの。	改造又は補修させる。	① 個々の測定値が基準を超えた場合でも機能、構造上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。
	材料の規格及び品質等	任意に抽出して、規格、品質等について検査する。	設計仕様のおりと認められるもの。		合格しないもの。	改造又は補修させる。	
	施工状況	任意に抽出して、施工状況、施工技術の良否、跡片付けの状況等について検査する。	良好と認められるもの。		不良のもの。	改造又は補修させる。	